

## 趙炳宣、韓国の性暴力犯罪に関する法と 政策の現況と展望（1）

玄 守道（翻訳）

はじめに

本論文は、2019年3月7日に龍谷大学矯正・保護総合センター1階において、清州大学校法科大学の趙炳宣（조병선；Cho, Byung-Sun）教授をお招きし、「韓国の性暴力犯罪に関する法と政策の現況と展望」と題して行われた講演の原稿を大幅に加筆いただき、翻訳したものである（当日の状況については、<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-3417.html>を参照）。

近年、韓国ではいわゆる性暴力犯罪に関する法と政策につき、ドラスティックな法改正や新制度の導入が繰り返し行われ、議論は現在でも継続中である（具体的な内容については本論文をお読みいただきたい）。このような韓国の状況は、日本における性犯罪規制の在り方や性犯罪を犯した者の処遇の在り方、さらには性犯罪被害を受けた被害者の保護・支援の在り方などを総合的に考えるうえで有益な知見を提供するものである。

もっとも、本論文でも指摘されているように、韓国の現在の性暴力犯罪に関する法と政策の状況は度重なる改正などにより非常に複雑化しており、その全体像を見渡すことが困難となっている。本論文はこのような複雑な状況にある韓国の性暴力犯罪に対する法と政策につき、見通しの良い概観を与えるとともに、その内容を詳細に紹介するものであり、韓国の性暴力犯罪に対する法と政策に関する近年の議論の経緯と現在の到達点を知るうえでも有意義なものといえ、ここに紹介する次第である。

最後に、お忙しい中、本学でご講演いただき、さらに詳細な原稿をお寄せいただいた趙炳宣先生に記して感謝の意を申し上げます。

## 目次

### I. 序論：本論文の目的と範囲

### II. 2012/2013年以前：実験的部分施行

1. 実定法の分野：個別立法による対処以前：実験的部分施行
2. 実務と政策の分野：専門化された性暴力専担捜査体系の導入
3. 被害者支援の分野

### III. 2012/2013年以後：全面的拡大

1. 性暴力犯罪の親告罪と反意思不罰罪の廃止
2. 強姦罪客体の拡大
3. 刑法の類似強姦罪の新設
4. 障がい者準強姦罪の適用可能性の拡大
5. 加重処罰される親族の範囲の拡大
6. 刑法における淫行媒介罪の客体の「淫行の常習性」要件の廃止
7. 性的目的を有して公共の場所に侵入する行為の処罰条項の新設
8. カメラ等利用撮影罪における事後的反意思条項の追加
9. 児童・青少年対象性暴力犯罪に対する厳罰化
10. 刑法及び刑事訴訟法の適用除外対象の拡大
11. 電子装置装着対象者の拡大と管理強化
12. 身上公開の情報範囲と告知対象の拡大
13. 就業制限対象者の拡大
14. 性衝動薬物治療命令請求対象者の拡大
15. 被害者国選弁護士制度の拡大実施
16. 陳述援助人制度の新設
17. 仮名調書など被害者の身元保護の強化
18. その他（以上、本号）

### IV. 現行の性暴力関連法の犯罪類型の概観

1. 強姦罪（13歳以上対象）
2. 強制わいせつ行為罪（13歳以上対象）
3. 障がい者（13歳以上）対象の性犯罪

4. 13歳未満対象性犯罪
5. 傷害の結果が発生した場合
6. 死亡結果が発生した場合（強姦致死／類似強姦致死／強制わいせつ行為致死）

V. 2012法改正に基づく2013年の性暴力防止総合対策

1. 検察官の厳格な求刑と捜査組織の専門化
2. 被害者弁護士制度と陳述助力人制度
3. 性犯罪者統合登録管理システムの構築
4. 二元的性暴力捜査体系の内実化
5. 統合支援センターの設置と拡大

VI. 議論中の問題点

1. 権力型性犯罪—いわゆる「Me Too運動」による改正
2. いわゆる「安熙正」事件を契機に論争中の不同意姦淫罪の新設の可否

VII. 要約と結論

〈法律名称〉

「性暴力犯罪の処罰等に係る特例法」（以下、「性暴力処罰法」）

「性暴力防止と被害者保護等に係る法律」（以下、「性暴力防止法」）

「児童・青少年性保護に係る法律」（以下、「児青法」）

「性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に係る法律」（以下、「性衝動薬物治療法」）

「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着等に係る法律」（以下、「電子装置装着法」）

「特定強力犯罪の処罰に係る特別法」（以下、「特強法」）

「特定犯罪申告者等保護法」（以下、「犯罪申告者保護法」）

「特定強力犯罪加重処罰等に係る法律」（以下、「特加法」）

I. 序論：本論文の目的と範囲

本論文は、日本の読者に韓国の性暴力犯罪に関する法律と政策を紹介することを目的としている。第一に、現在、その犯罪構成要件と刑事政策が刑法と刑事特別法に複雑に散在しているので、その立法・改正史と全体の輪郭を整理し要約した。第二に、実定法が実際に執行されている警察・検察の捜査実務、法院の量刑実務、被害者保護と支援制度をも紹介した。第

三に、筆者は立法・改正史の転換点を2012年12月18日の大幅な改正（2013年6月19日施行）と、これを執行するため、2013年6月21日に樹立された「性暴力防止総合対策」<sup>1</sup>に設定して、それ以前と以後に分け叙述した。なぜなら、2012/2013年を基点に、それ以前は、部分的に導入された制度による実験が行われたのであり、それ以後は、その実験結果を制度として定着させて全面的に拡大、実施したからだ。

本論文の範囲は「性暴力犯罪」に限定される。韓国で「性暴力」という用語は法的に定義された用語ではないが、強姦、類似強姦、強制わいせつを含み、包括的に性犯罪を規制対象としている法律中に使用され、実務においても広く使用されていることから、本稿においてもこの用語を行為類型として使用した。これと区別される行為類型としては、性戯弄（訳者注：「性的ハラスメント」のことをいい、以下では「性的ハラスメント」という）<sup>2</sup>、性売買、公然淫乱行為（訳者注：公然わいせつ行為）等があるが、この論文では、これらを規制する法規は扱わないことにする。

## II. 2012/2013年以前：実験的部分施行

### 1. 実定法の分野：個別立法による対処以前：実験的部分施行

1 第8回国家政策調整会議（國務総理を議長とする11の関係部処合同会議）公開資料（2013.6.21）。

2 性的ハラスメントの法的定義と規制は、1996年に女性發展基本法（現行の両性平等基本法）で初めて法制化された。この法律は、性的ハラスメントの概念を明示して国家と地方自治団体、事業主等に性的ハラスメントの予防措置をとる義務を賦課した。その後、2008年の男女雇用平等と仕事・家庭の両立支援に係る法律（以下「雇用平等法」という。2008.6.22。法律第8781号）により具体的に「性的ハラスメント」の規制が強化された。現行法が明示的に規律している性的ハラスメントは「職場内性的ハラスメント」と「児童青少年を対象とした性的ハラスメント」の二つに限定し、罰則は雇用平等法において事業主等の性的ハラスメントに対する予防措置等の義務違反に対してのみ罰金を賦課しているが、性的ハラスメント行為それ自体は刑法では処罰されていない。したがって、現在、性的ハラスメント行為は民事的な損害賠償責任を問われたり、職場内懲戒事由になるにすぎない。

韓国の性犯罪に係る立法は、いわゆる「ワンポイント（one-point）立法」という特徴を有している。1990年以後、残忍な性犯罪事件が頻繁に発生した。これにより、「国民輿論による公論化」が政府と国会を圧迫するようになり、処罰が強化され、新しい刑事政策的手段を導入する立法や改正が繰り返された。そのため、刑法典の中で体系的に改正されるよりもむしろ、その都度、個別の法律が続けざまに新たに立法された。したがって、これらの法律は、刑罰や多様な保安処分だけではなく、事件の発生から捜査手続・裁判手続にかけて、被害者に対する回復等の措置や行政組織に至るまで、その内容は多様である。その内容を簡潔に整理すると、次の通りである。

1948年大韓民国が樹立された後、最初の刑法（1953年）<sup>3</sup>において、性暴力犯罪は強姦罪・強制わいせつ罪を基本とし、「情操の罪」という標題の下に位置づけられた。しかし、1988年に発生した一連の残酷な集団強姦の事例に対して、国民輿論が強姦犯を「家庭破壊犯」と名付け、厳罰化を要求した。その余波で、1990年に刑法を改正せずに「特定強力犯罪処罰に係る特例法」<sup>4</sup>が制定された。このとき性暴力犯罪の法定刑は大幅に引き上げられたのだが、これだけでは不十分との認識が広まり、さらに1994年の「性暴力犯罪の処罰と被害者保護等に係る法律」<sup>5</sup>が制定された。この法律では、引き上げられた刑罰以外にも多様な刑事政策的制度が導入された。まず、1994年に「非公開裁判請求権」<sup>6</sup>が、その後、1997年改正<sup>7</sup>で

---

3 1953年9月18日法律第293号、1953年10月3日施行。最終改正2018年12月18日法律第15982号。

4 1990年12月31日法律第4295号、1991年1月1日施行。現在まで15回の改正を経て、最終改正は2016年1月6日法律第13716号。

5 1994年1月5日法律第4702号制定、1994年4月1日施行後、15回の改正を経て、2010年4月14日廃止された。

6 この条項は、2007年から刑事訴訟法（294条の3）においても、被害者の証人尋問時、被害者、法定代理人または検察官の申請に基づいて被害者の私生活上の秘密や身辺保護のため、非公開の可否を決定するように規定している。犯ノ

「信頼関係人同席制度」<sup>8</sup>、2003年改正<sup>9</sup>で「陳述録画制度」<sup>10</sup> および「中継

ㄨ 罪被害者の非公開証人尋問を規定したのは、被害者の私生活を保護することにより、被害者が心理的に安定して証人尋問をできるようにする措置である。特に、性暴力被害者の場合には、公判過程で被告人との対面が心理的に大きな負担と恐怖まで与えるという点で、非公開裁判の請求権が導入された。性暴力特別法制定当時、女性団体の強力な要求が受容された。同じ趣旨で被告人の退廷に関する規定がある。刑事訴訟法（297条）によると、裁判長は、証人または鑑定人が被告人またはいかなる在廷人の前でも十分な陳述をすることができないと認められたときは、彼を退廷させることができる。被告人が、他の被告人の前で十分な陳述をすることができないと認められたときにも同様である。この場合、被告人が退廷したとしても、被告人の弁護人が証人尋問過程に参加し、証人尋問が終了した後、被告人を入廷させ、法院事務官等をして、陳述の要旨を告知させた後に、弁護人を通じて反対尋問の機会を付与している。

7 1997年8月22日法律第5343号。1998年1月1日施行。

8 信頼関係のある者の同席は、1997年に性暴力特別法改正により、別途、規定として新設された。現在では性暴力処罰特例法（34条）、児青法（第28条）、刑事訴訟法規則（84条の3）にこの規定がおかれている。性暴力処罰特例法（34条）によって性暴力被害者を証人として尋問する場合、検察官、被害者または法定代理人が申請する際に、裁判に支障を与えるおそれがあるなどのやむを得ない場合を除き、被害者の信頼関係人を同席させなければならない（第1項）。特に裁判長の信頼関係人の同席可否決定において、既存の「～することができる」から「～しなければならない」と強化された点に注目する必要がある。この間、制度は存在するが、正常に施行されるのが難しかった構造をこのように義務化することにより、被害者の権利確保について、一步前進したと評価することができる。また、信頼関係人の同席は公判過程だけでなく、捜査機関が被害者を調査する場合にも準用される（第2項）。ただし、法院と捜査機関は被害者と信頼関係のある者が被害者に不利か、被害者が望んでいない場合には同席させてはならない（第3項）という条項も置いており、被害者に有利・不利の状況判断につき意見の異なる余地が残されている。これまで性暴力犯罪被害者以外に性売買被害者や老人・児童虐待事件で老人・児童を証人または参考人として尋問する場合等に制限していた信頼関係人同席制度は、2007年の刑事訴訟法改正によって一般犯罪被害者にまで拡張された。被害者と同席することができる信頼関係人の範囲は、「被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹、家族、同居人、雇用主その他被害者の心理的安定と円滑な意思疎通の助けになる者」と刑事訴訟規則（84条の3）に規定されている。

9 2003年12月11日法律第6995号、2004年3月12日施行。

10 現在は、性暴力処罰特例法（30条）と児青法（18条の2）に規定がおかれている。当初は13歳未満の児童性暴力被害者が捜査・裁判過程で複数回の陳述

施設・遮蔽施設による尋問<sup>11</sup>、2006年改正<sup>12</sup>で「性暴力専担捜査・裁判部制度」<sup>13</sup>が導入された。

このように個別に立法が行われる一方、刑法改正は、1995年の改正<sup>14</sup>で強姦罪の標題が「情操の罪」から現在の「強姦とわいせつの罪」に変更される程度にとどまった。1990年代に入って、刑法の保護法益だった女性の「情操」の代わりに、女性の「性的自己決定権」が強調されはじめたこと

---

による苦痛と副作用問題を補完する措置として設けたが、以後、範囲が19歳未満まで拡大された。しかし被告人が撮影された映像物に収録された被害者の陳述を否認して反対尋問権を主張した場合、被害者は再陳述を避けることができないという状況から解放されなければならないという課題が残っている。

11 ビデオ等、中継装置による証人尋問は、2003年に性暴力特別法改正時、陳述録画制度とともに導入された。現在は性暴力処罰特例法（第40条）、刑事訴訟法（第165条の2、297条）、刑事訴訟規則（第84条の5、第84条の9）等にこの規定が置かれている。性暴力処罰特例法によると、犯罪の被害者を証人として尋問する場合、検察官と被告人または弁護人の意見を聞いて、ビデオ等中継装置による中継を通して尋問することができる（第40条）。性暴力被害者の保護措置として導入されたこの制度は、2007年刑事訴訟法改正によって性暴力犯罪の被害者だけでなく、一般犯罪の被害者等に対する保護措置に拡張された。そのほか裁判中、被害者の証人尋問時、被告人との隔離による保護方案として、証人の心理的安定と円滑な証言のため証人の尋問時、被告人をしばらく法廷から退廷せる制度（刑事訴訟法第297条）がある。この場合、証人、鑑定人又は共同被告人の陳述が終了した後に、退廷した被告人を入廷させ、法院事務官等らに陳述の要旨を告知させている（2項）。また、遮蔽施設による尋問方式は、2007年刑事訴訟法改正によって新たに導入された。

12 2006年10月27日法律第8059号。2006年10月27日施行。

13 2006年性暴力特別法改正時、性暴力専担検察官、専担司法警察官が導入され、2010年には性暴力専担裁判部が設けられた。現行の性暴力処罰特例法（26条）によると、検察総長は各地方検察庁検事長として、性暴力犯罪専担検察官を指定し（1項）、警察庁長は、各警察署長として性暴力犯罪専担司法警察官を指定するようにしている（2項）。加えて国家は彼らに必要な専門知識と被害者保護のため捜査方法と捜査手続等に関する教育実施を義務化している（3項）。また、性暴力処罰特例法（28条）には、地方法院長または高等法院院長は特別な事情がなければ、性暴力犯罪専担裁判部を指定して性暴力犯罪に対して裁判しなければならないと規定している。これにより、韓国性暴力被害者は当初の捜査段階から裁判まで性暴力専担者によって事件処理をすることができるようになった。

14 1995年12月29日法律第5057号、1996年7月1日施行。

を反映したものだった。なお、この時期から夫婦強姦の成否が慎重に議論され始めが、大法院<sup>15</sup>は一貫してその成立を否定していたところ、2012年全員合議体判決で、それまでの判例を変更し夫婦の間でも強姦罪が成立しうるとの判決を下し、韓国社会に大きな衝撃を与え、学会及び実務もまた多大な余波を受けた。その詳細な論拠に対して、この論文では、紙面上省略して、次の機会に詳細に論じたい。

2000年代に入ってから、性犯罪に脆弱な被害者として児童と障がい者が注目されるようになり、2000年に「青少年の性保護に係る法律」<sup>16</sup>が制定された。その後、2009年の全面改正によって法律名が「児童・青少年の性保護に係る法律」<sup>17</sup>に変更された。この法律は、19歳未満の青少年を相手に性犯罪を犯した者の身上を公開するようにしたものである（同法第20条）。当時、これらの身上公開制度に対して違憲という批判が提起された。<sup>18</sup>すなわち、この制度は事実上、刑事制裁と類似するにもかかわらず、その執行決定をする主体は法院ではなく行政機関である「国家青少年委員会」だったため、「法官による刑罰または保安処分の賦課」という憲法の原則に抵触するという違憲論争が生じたのである。この論争は憲法裁判所が2003年6月に身上公開について合憲決定<sup>19</sup>を下し、一段落した。憲法裁判所は、同法第20条第2項第1号が二重処罰禁止原則に違反するかどうか、過剰禁止原則に違反するのかどうか、平等原則に違反するのかどうか、法官による裁判を受ける権利を侵害しているのかどうか、適正手続原則に違反するのかどうかを検討し、すべて理由がないと判断した。また、身上公

15 大法院2013.5.16.宣告2012도14788,2012전도252（併合）全員合議体判決。

16 2000年2月3日法律第6261号、2000年7月1日施行。

17 2009年6月9日法律第9765号、2010年1月1日施行。最終改正2019年1月15日法律第16275号、2019年7月16日施行。

18 これらの主張は、特に박영규（パク・ヨンギュ）、「青少年性保護法上公開制度の問題点と改善方案」矯正研究第22号（2004年）、7-38面を参照。

19 憲法裁判所決定2003.06.26、2002헌가14、判例集第15巻第1集、624面以下を参照。

開の時期・期間・手続等を大統領令に委任した同法第20条第5項は、包括委任立法禁止の原則に反するものではないと判断された。<sup>20</sup> このように違憲論争が終息した後、身上公開制度は、2010年の「性暴力処罰法」<sup>21</sup>に導入され、青少年対象性犯罪だけでなく、成人対象性犯罪にまで拡大された。

2000年代から犯罪申告者に対し報復犯罪が頻発した。これにより、一部の重大な性暴力犯罪に対し申告者を保護する「特定犯罪申告者等保護法」<sup>22</sup>が制定された。特強法第2条の対象となる刑法の略取、誘引や人身売買、強姦傷害・致傷、強姦殺人・致死、凶器携帯または2人以上の共同、性暴力再犯者の強姦と強制わいせつなど一部の性暴力犯罪は、この法律の適用を受けることになった。

2007年の「特定性犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に係る法律」<sup>23</sup>は、装着対象者を性暴力犯罪者に限定して制定されたものである。その後、2008年改正<sup>24</sup>によって装着期間が5年から10年に延長され、遵守事項違反に対する処罰が導入された。その際、2005年に常習的に性暴力犯罪を犯した者が、2009年に起訴され大田地方法院で懲役7年、位置追跡電子装置5年の装着、大田高等法院では懲役10年、位置追跡電子装置7年の装着が宣告された。この被告人は大法院に違憲法律審判の申請を行ったが棄却されると、再び憲法裁判所に憲法訴願審判を請求した。電子装置装着法第5条第1項第3号の「性暴力犯罪を2回以上犯し、習癖が認定され」た再犯の危険性のある者に、検察官の請求に応じて法院は、10年の範囲内で位置追跡電子装置を装着させることが憲法に違反するという理由であった。憲法

20 合憲理由につき、詳細は강대수（ガンテス）、「性犯罪者身上公開制度に関する憲法的考察」公法学研究第7巻第2号（2005年）、131-162面を参照。

21 2010年4月15日法律第10258号。

22 1999年8月31日法律第5997号、2000年6月1日施行。8回改正を経て、最終改正2016年12月20日法律第14413号。

23 2007年8月3日法律第8634号、2008年2月4日施行。最終改正2018年9月18日法律第15759号。

24 2008年6月13日法律第9112号、2008年9月1日施行。

裁判所<sup>25</sup>は、性暴力犯罪の再犯を防止することで国民を保護しようとする、その立法目的は正当であり、この制度が再犯防止に非常に効果的であることが実証的に確認されており、手段の適切性や被害の最小性に違反していないほか、再犯の危険性に相応した適正な装着期間を宣告するため、その上限を比較的高く設定する必要がある、電子装置装着後、3か月ごとに再犯の危険性を審査し、仮解除によって電子装置装着から免れることはできるので、「10年」という装着期間の上限も過度に長いと言い難いとした。また、被装着者（再犯の危険性のある性暴力犯罪者）がこれに起因して被る不利益は、性暴力犯罪の被害から国民を保護すべき利益に比して、決して大きいとすることができないとした。このような理由で憲法裁判所は裁判官4（合憲）対4（一部違憲）で合憲決定を下した。2009年のさらなる改正で性犯罪者以外の未成年者対象の誘拐犯にその対象が拡大され、そのため法律名が「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着等に係る法律」<sup>26</sup>に変更された。2010年には殺人犯罪まで追加<sup>27</sup>され、この法律の適用範囲は引き続き拡大傾向を示している。

2008年のいわゆる「ナヨン（Nayoung）事件」（8歳の女兒に対する強姦致傷という残忍な性暴力事件）を契機に親告罪規定は部分的に削除された。そもそも最初の非親告罪化は、1997年に始まった。1997年「性暴力犯罪の処罰と被害者保護等に係る法律」の改正<sup>28</sup>において、13歳未満の児童対象の強姦及び強制わいせつ等と偽計・威力の姦淫・わいせつの親告罪規定が削除され、2006年の「青少年の性保護に係る法律」の改正<sup>29</sup>で、13歳

25 憲法裁判所決定2012.12.27、2002헌바14、公報第195号、74面以下を参照。以後憲法裁判所は、2010年の常習的性暴力犯罪を犯した者が請求した憲法訴願に対しても、同一の趣旨の合憲決定を下した。憲法裁判所決定2012.12.27、2011헌바89、公報第195号、94面以下。

26 2009年5月8日法律第9654号、2009年8月9日施行。

27 2010年4月15日法律第10257号、2010年7月16日施行。

28 1997年8月22日法律第5343号、1998年1月1日施行。

29 2005年12月28日法律第7801号、2006年6月30日施行。

以上19歳未満の青少年対象の性暴力犯罪に対する親告罪の告訴期間の例外規定（2年）を置いていたが、2008年の改正で反意思不罰罪（訳注：被害者が加害者の処罰を望まないという意思表示をした場合には処罰することができない犯罪）に変更<sup>30</sup>された。2010年児青法での名称変更時、業務上の威力によるわいせつ、公衆の密集する場所でのわいせつ、通信媒体淫乱行為を除外したすべての性犯罪で反意思不罰罪の規定が削除された<sup>31</sup>。2012年児青法改正時、業務上の威力によるわいせつの反意思不罰罪の規定も削除された<sup>32</sup>。

また、2008年の事件の余波で初めて「類似強姦」という概念が、2009年の児青法改正時に導入された。これにより強姦と強制わいせつで二分されていた性暴力行為は、類似強姦が追加されて三分化した。2010年の性暴力処罰法でも児童に対する類似強姦行為が規定された。

2008年の事件は、いわゆる「化学的去勢」の波紋を巻き起こした。2008年の国会に「常習的な児童性暴力犯の予防と治療に係る法律案」が提出され、最終的に、2010年に「性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に係る法律」が制定された。この法律で、「性衝動薬物治療命令」が導入された。この命令は、16歳未満の児童を相手とする性暴力犯罪者の中でも、非正常的な性的衝動で自身の行為を自ら統制することができない19<sup>33</sup>歳以上の性倒錯症患者に適用される。法院は15年の範囲内で期間を定めることができる。元々、2008年の最初の法律案では、13歳未満の児童を対象とした犯罪に限定していたが、2010年の立法で、16歳未満の児童にまで拡大された。また、法律案の「化学的去勢」という用語を、治療方法の実質にあう「性衝動薬物治療」に変更した。治療対象者は19歳以上の性倒錯症患者で再犯の危険

30 2008年2月29日法律第8852号、2008年2月29日施行。

31 2009年6月9日法律第9765号、2010年1月1日施行。

32 2012年2月1日法律第11290号、2012年8月2日施行。

33 2010年7月23日法律第10371号、2011年7月24日施行。最終改正2017年12月19日法律第15254号、2018年1月1日施行。

性がある者に限定された。

2010年、「性暴力犯罪処罰等に係る特例法」の立法に際して、同法第19条で飲酒による性犯罪の場合には、刑法第10条第1項による心神耗弱の減輕をしないように規定した。その他、2010年に刑法第42条を改正<sup>34</sup>して、有期の懲役・禁錮の上限を30年に、加重時には上限を50年に引き上げた（それ以前は、それぞれ15年と25年）。2011年の児青法改正<sup>35</sup>によって児青法上、性暴力犯罪の客体は「女子児童・青少年」から「児童・青少年」に拡大された。

以上を要約すれば、2000年から2010年の間に制定された最も重要な5つの法律は、①2000年の「青少年の性保護に係る法律」<sup>36</sup>及び2009年に全面改正された「児童・青少年の性保護に係る法律」<sup>37</sup>への名称変更、②2007年の「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に係る法律」<sup>38</sup>及び2009年「特定犯罪者に対し位置追跡電子装置装着等に係る法律」<sup>39</sup>への名称変更、2012年の「特定犯罪者に対する保護観察と位置追跡電子装置装着等に係る法律」に名称変更<sup>40</sup>、元々1994年に導入された「性暴力犯罪の処罰と被害者保護等に係る法律」を廃止して処罰と保護に分け、それぞれ③2010年の「性暴力犯罪の処罰等に係る特例法」<sup>41</sup>、④2010年の「性暴力

34 2010年6月15日施行法律第10259号、2010.4.15、一部改正、2010年刑法一部改正に関する詳細につき、이인석・임정엽（イインソク・ムジョンヨプ）、「改正刑法上の有期懲役刑の上限調整に関する考察」刑事法研究 第22巻第3号、韓国刑事法學會（2010年）33面以下参照。

35 2012年9月15日法律11047号、2013年3月16日施行。

36 2000年2月3日法律第6261号。

37 法律の名称も変わった2009年6月9日の全面改正（法律第9765号）、2010年1月1日施行以後37回改正。最近改正：2019年1月15日法律第16275号、2019年7月16日施行。

38 2007年8月3日法律第8634号。

39 2009年5月8日法律第9654号。

40 計19回改正、最近改正：2018年9月18日法律第15795号、2018年9月18日施行。

41 計17回改正、最近改正：2018年12月18日法律第15977号、2018年12月18日施行。

防止と被害者保護等に係る法律」<sup>42</sup>、⑤2010年「性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に係る法律」<sup>43</sup>である。以上の5つの法律は、現在まで韓国の性暴力犯罪処罰法の根幹を成している。

## 2. 実務と政策の分野：専門化された性暴力専担捜査体系の導入

上述のように、2000年代に入ってから性犯罪に脆弱な被害者として児童と障がい者が注目されるようになった。被害児童と被害障がい者に対する専門的調査と、2次被害から当該被害者を保護する必要性が提起された。性暴力犯罪について、捜査の専担警察官、専担検察官と、その他に専担調査者が配置された。その契機は、2003年の「義務的陳述録画制度」の導入であった。2003年の「性暴力犯罪の処罰と被害者保護等に係る法律」の一部改正（同法第22条の2）および2006年改正によって、性暴力犯罪の専担検察官、専担司法警察官、及び被害者専担調査官の設置の法律上の根拠規定が設けられた。

地方警察庁では、すでに運営されていた「女性警察官機動捜査隊」を活用していたところ、2010年1月に「ワンストップ機動捜査隊」の設置から、本格的な性暴力特別捜査部署が設置・運営され始めた。ワンストップ機動捜査隊は「ワンストップセンター」と「女性警察官機動捜査隊」を統合し、全国16の地方警察庁に設置された。捜査過程で発生する性暴力被害児童と障がい者の2次被害を防ぐため、既存の相談や捜査を一元化した。しかし、2010年に発生した、8歳の女兒を拉致し性暴行がなされた事件に十分に対処できなかったこと（捜査機能の不足）を契機として、2010年7月に新たに「性暴力特別捜査隊」に統合された。性暴力特別捜査隊は既存のワンストップ機動捜査隊に地方庁広域捜査隊員と警察署女性青少年係内の捜査部署が追加・移管され発足した。性暴力特別捜査隊は33チーム182人であり、

42 計17回改正、最近改正：2018年3月13日法律第15451号、2018年9月14日施行。

43 計9回改正、最近改正：2017年12月19日法律第15254号、2018年1月1日施行。

主に連鎖・広域性を有する性暴力事件、被害者が多数の性暴力事件、社会的耳目を集める重大な性暴力事件、重要性及び緊急性ゆえ、地方庁単位の捜査が必要な事件及びワンストップ支援センターに接受された性暴力事件等の処理を担当する<sup>44</sup>。このように捜査機能を強化した性暴力特別捜査隊の発足で専門的な捜査体系が樹立されたが、実際には被害者を調査するワンストップ支援センターと被疑者を主に調査する性暴力捜査隊の所属部署が異なるので、捜査と調査の二元化を克服することはできなかった。2011年2月に性暴力特別捜査隊は「児童女性保護1319チーム」に転換されたが、既存の性暴力特別捜査隊が担当した事件以外に、児童と障がい者対象性暴力犯罪捜査、性売買の取り締まり及び学校暴力事件等の処理が追加された<sup>45</sup>。その後、性売買取り締まり業務は、2012年に生活秩序機能を担当する部署に移管された。地方警察庁所属の児童女性保護1319チームは、2013年2月に再び拡大・改編され、地方警察庁所属性暴力特別捜査隊に変更された。地方庁の性暴力特別捜査隊は、13歳未満児童と障がい者対象性暴力事件、連鎖・広域性を有する性暴力事件、被害者が多数の性暴力事件、社会的耳目を集めた重大な性暴力事件、重要性及び緊急性ゆえに地方庁単位の捜査が必要な事件、2ヶ月以上の長期所在不明である身上情報登録対象者の追跡・捜査及び重大な児童虐待事件の処理を担当する。性暴力特別捜査官は、2015年3月現在、全国地方警察署に総計215人が配置された<sup>46</sup>。

一方、地方警察庁ではなく、各地の一線警察署では、女性青少年業務担当者、防犯係と刑事係所属刑事の3名を指定して、事件発生時から送致時まで、13歳未満児童及び障がい者事件を専担して処理する最初の専門体系が設けられた<sup>47</sup>。

44 警察庁報道資料、「警察庁、性暴力特別捜査隊発隊式開催」(2010.7.7.)。

45 警察庁報道資料、「児童女性保護1319チーム発足」(2011.2.25)。

46 警察庁内部資料、「性暴力被害者統合支援センター運営現況等」(2015.3)。

47 警察ニュース、<http://www.police.go.kr/letter/20030828/inf3.htm>(検索日：2015.11.12.)。

### 3. 被害者支援の分野

一般的に性暴力犯罪の被害者は大部分女性であり、被害事実の陳述は、特に性別が異なる男性捜査官に事件内容を説明すること自体だけでも大きな心理的負担を感じさせ、他の犯罪被害者のように公開された場所で調査を受けることは2次被害として認識される傾向にある<sup>48</sup>。したがって、被害者の保護及び2次被害の予防のため、隔離された調査空間で女性警察官によって行われる被害者調査の必要性が提起されてきた。これによって、1999年から警察署調査係と強力班等捜査部署に、性暴力被害者調査を担当する女性警察官の配置が始まった。2003年5月に捜査過程において性暴力被害者に対して診療と支援が遅延する事件が発生し、社会的に大きな物議をかもした。これを契機に、13歳児童及び障がい者に対する映像陳述録画が義務化され、さらに女性・児童に対して医療支援と調査を同時に担当する「ワンストップ（One-stop）支援センター」の必要性が唱えられ始めた<sup>49</sup>。そして、ついに2005年、性暴力被害者の調査と被害者に対する医療と相談、法律サービスを一つの場所でワンストップ（one-stop）として提供する統合支援サービス体系としてのワンストップ支援センターが導入された。

まず、2005年8月に、ソウル警察病院に設置されていた女性暴力緊急医療支援センター<sup>50</sup>が、女性・学校暴力被害者ソウルワンストップ支援セン

---

48 장필화（ジャンビルファ）外、「刑事司法手続上の性暴力被害者保護方案に関する研究：性暴力2次被害相談事例分析を中心に」、法務部、2003年、91-92面を参照。

49 女性家族部、「性暴力被害者のための統合支援センター事業案内」、2014年、6面を参照。

50 女性暴力緊急医療支援センターは、2001年から設置された。警察病院と韓国報勤病院、仁済大學校상계백病院、仁川길病院、분당차病院など公共医療機関と民間医療機関7～8箇所を女性暴力緊急医療支援センターとして委嘱した。一般応急室と区分された別途の診療空間を確保し、待機人員で専任医療支援チームを運営した。

ターに転換されて開所した。2005年10月から警察庁と女性部の間でワンストップ支援センター設置に対する協議が行われ、12月には7つの病院まで包含した「3者共同業務協約」が締結されてワンストップ支援センターが拡大・設置された。2007年から女性・学校暴力被害者ワンストップ支援センターの事業協約主体が地方警察庁・市道・医療機関に変更され、2010年には、2003年から設置・運営されていた「ひまわり児童センター」とワンストップ支援センターが統合された形態の「ひまわり女性・児童センター」の設置が始まった<sup>51</sup>。

ワンストップ支援センター、ひまわり児童センター、ひまわり女性・児童センター等の性暴力被害者統合支援センターが、365日24時間、性暴力、家庭暴力、売春、児童虐待、学校暴力被害者等に対して相談、医療、法律サービス、捜査の支援をワンストップで提供している。具体的には、被害者の暴力被害を原因とする危機状況に対処できるように支援し、2次被害の発生を防止している。特に19歳未満児童・青少年と障がい者に対する性暴力事件で医学的・心理的診断と評価及び治療、事件調査、法律支援、社会的支援体系として家族機能強化のための相談サービスをワンストップで提供している<sup>52</sup>。ただし、ひまわり児童センターの場合、女性部が病院に委託して運営しており、他の種類のセンターとは異なって、警察官が常勤して被害者調査を行っていなかった。

2013年までの類型別の統合支援センターの運営状況は、ワンストップ支援センターが17か所、ひまわり児童センターが8か所、ひまわり女性・児童センターが8か所で、警察官が常駐して被害者調査を進める統合支援センターは、全国の25か所であった<sup>53</sup>。

51 女性家族部、「2014年性暴力被害者のための統合支援センター事業案内」、2014年、4-7面を参照。

52 女性家族部、「2014年性暴力被害者のための統合支援センター事業案内」、2014年、8面を参照。

53 女性家族部、「2014年性暴力被害者のための統合支援センター事業案内」、

### Ⅲ. 2012/2013年以後：全面的拡大

2012年12月18日国会を通過した性暴力関連法の大規模な改正を基点として、それまで実験的、部分的に実施されてきた性暴力に対する刑事政策は、全面的に拡大されて実施されるに至る。「刑法」一部改正<sup>54</sup>と「性暴力処罰法」全面改正<sup>55</sup>、「性暴力防止法」全面改正<sup>56</sup>、「児青法」全面改正<sup>57</sup>、「性衝動薬物治療法」一部改正<sup>58</sup>、「電子装置装着法」、その他の法改正<sup>59</sup>等が一度に行われたが、これらの改正の方向は大きく二つに要約できる。すなわち、①性暴力犯罪者に対する処罰・事後管理の強化と②性暴力被害者に対する保護・支援の強化、である。

#### 1. 性暴力犯罪の親告罪と反意思不罰罪の廃止

前述のように、2012年以前にも親告罪規定が徐々に廃止されるという一部の変化はあった。しかし、依然として、成人対象の性暴力犯罪の一部には、親告罪規定が存置されており、批判を受けてきた。1990年代初頭から女性団体等の市民団体は、刑法の強姦と強制わいせつ等に規定された親告罪規定の廃止を要求し始めた<sup>60</sup>。その間、刑法の強姦の不起訴率は、2011年で46.7%、2012年で45.0%であり、強力犯罪に関する不起訴率が2011年で36.7%、2012年で35.5%と、前者が後者に比して高かった<sup>61</sup>。2012年の法改正前まで暗数犯罪の多い性暴力犯罪に対して親告罪を廃止すべきかに

---

↘ 2014年、9面を参照。

54 2012年12月18日法律第11574号、2013年6月19日施行。

55 2012年12月18日法律第11556号、2013年6月19日施行。

56 2012年12月18日法律第11573号、2013年6月19日施行。

57 2012年12月18日法律第11574号、2013年6月19日施行。

58 2012年12月18日法律第11556号、2013年6月19日施行。

59 2012年12月18日法律第11572号、2013年6月19日施行。

60 韓国女性団体総合性暴力特別法制定推進特別委員会、「親告罪存廃に関する公聴会—親告罪は果たして被害者を保護する法か」、1993を参照。

61 大検察庁、犯罪分析（2012年、2013年）の刑法犯発生件数を参照。

関する議論が活発だった。判例をはじめとした親告罪存置論は性暴力被害者の私生活と名誉の保護ゆえに親告罪規定の必要性を主張したのに対して<sup>62</sup>、親告罪廃止論は親告罪規定により性暴力犯罪の対応に非一貫性が生じることで<sup>63</sup>、一般予防効果が低下し<sup>64</sup>、さらに親告罪規定によって被疑者・被告人が合意するよう恣恠あるいは強要されることで、2次被害を被ると主張した<sup>65</sup>。「韓国女性団体連合」等の女性団体は、2012年にも持続的に性暴力犯罪関連親告罪条項の全面廃止を国会と政府に提案しており、法務部政策委員会も成人対象性暴力犯罪の親告罪廃止に対する議論を進めた<sup>66</sup>。2012年、ついに「すべての」性暴力犯罪の親告罪規定の削除が合意されるに至った。

改正以前の刑法には、わいせつ行為・姦淫目的の略取・誘引・收受・隠匿罪、結婚目的の略取・誘引罪に対する親告罪規定（刑法第296条）と、（準）強姦、（準）強制わいせつ行為、未成年者・心身耗弱者に対する姦淫

62 親告罪存置に対する代表的な立場は、大法院判例を通して確認することができる。親告罪規定の必要性に関しては、大法院1994.4.26. 宣告、93도1689判決、ソウル高等法院1974.6.18. 宣告、73ㄴ54判決を参照。

63 유숙영 (ユスクヨウン)、「性暴力犯罪の親告罪適用に対する検討」韓国女性学第19巻、2003年、22面。

64 김선복 (ギムソンボク)、「親告罪についての考察」刑事法研究第10巻、1997、176面；서보학 (ソボハク)、「刑事手続上、性犯罪被害児童保護の方案」刑事政策研究 第28号、1996年、182面；이호중 (イホジュン)、「性暴力刑法改正案の主な内容と争点」、性暴力関連刑法改正案公聴会、女性人権法連帯、2007年、29面。

65 이미경 (イ・ミギョン)、「性暴力2次被害を通して見た被害者の権利」梨花女子大學校博士學位論文、2012；박선희 (バクソンフイ)、「反性暴力の観点から見た親告罪」慶北大學校碩士學位論文、2005；이경환 (イギョンファン)、「被害者の観点から見た親告罪の脈絡」韓国ジェンダー法研究会、9月セミナー、韓国ジェンダー法研究会、2006。

66 法務部政策委員会、「第4次政策委員会議論結果」、内部資料、2012年8月16日；이미경 (イ・ミギョン)、「性暴力犯罪親告罪条項廃止の歴史と課題」、2013年韓国性暴力相談所争点討論会「1122性暴力法改正の成果と課題—反性暴力運動の未来を問う」、2013、25面。

とわいせつ行為、業務上偽計・威力姦淫、被拘禁者姦淫、13歳未満姦淫とわいせつ行為に対して親告罪規定（刑法第306条）があった。2012年改正ではこれらの規定がすべて削除された。また、性暴力処罰法の業務上偽計・威力等わいせつ行為、公衆密集場所におけるわいせつ行為、通信媒体利用淫乱行為に対する親告罪規定（性暴力処罰法第15条）も削除された。

親告罪の全面的廃止に対しては概ね肯定的な評価が優勢である。親告罪で頻繁に生じる無理な合意の試みによる2次被害等が防止され<sup>67</sup>、親告罪による告訴期間の制限がなくなること、被害者の権利が保障される効果を持つ<sup>68</sup>との肯定的な効果が強調されている。一方、むしろ私生活の保護を望む被害者の意思が尊重されず、被害者に苛酷な結果をもたらしうるとの否定的評価も存在する<sup>69</sup>。しかし、すでにUN女性差別撤廃委員会は、2007年と2011年に韓国政府の女性差別撤廃協約の履行事項報告書に対する最終見解において、成人を含むすべての性暴力犯罪の親告罪条項の完全な廃止を勧告していた<sup>70</sup>。これはUNの「犯罪予防と刑事法領域での女性に対する暴力根絶のための戦略モデルと実践方案」で提示されている「暴力の程度や類型と関係なく捜査の開始と訴追の一次的責任は警察と検察にな

67 이희경 (イフイギョン)、「性暴力犯罪被害実態と改正法上の被害者保護と支援方案」被害者學研究第21巻第2号、2013年、228-229面。

68 김정혜 (ギムジョンヒェ)、「性暴力被害者権利保障関連改正法の評価」2013 韓国性暴力相談所争点討論会「1122性暴力法改正の成果と課題—反性暴力運動の未来を問う」、2013、40面。

69 박찬걸 (パクチャンゴル)、「性暴力犯罪対処のための最近（2012年12 18）の改正刑法に関する検討」漢陽法學第42巻、2013、174面。

70 Committee on the Elimination of Discrimination against Women(49th session)、「Concluding observations of the committee on the Elimination of Discrimination against Women」、UN Convention on the Elimination of Discrimination against Women(29 July 2011)、CEDOW/C/KOR/CO/7; Committee on the Elimination of Discrimination against Women(39th session)、「Concluding observations of the committee on the Elimination of Discrimination against Women」、UN Convention on the Elimination of Discrimination against Women(10 August 2007)、CEDOW/C/KOR/CO/6を参照。

ければならず、被害女性に依存してはならない」との刑事手続関連原則とも一致する<sup>71</sup>。

## 2. 強姦罪客体の拡大

上述の児青法は、2011年改正<sup>72</sup>を通じ男性をも客体とする実験を行った。今や、2012年改正で全分野に拡大され、刑法と性暴力処罰法の強姦と姦淫行為の客体を「婦女」に限定した規定を「人」に変更し、強姦罪の被害者は男性まで拡大された。13歳未満の者に対する強姦の場合において、改正前の女児児童に対する強姦行為は、性暴力処罰法第7条第1項の規定により無期または10年以上の懲役、男児児童に対する強姦行為は児青法第7条第1項に基づき5年以上の有期懲役と、性別に応じて法定刑に差異を設けていた。しかし、改正後は、性別に関係なく性暴力処罰法に基づく法定刑が、無期または10年以上と同一になった。これらの法改正は、刑法の強姦罪等の保護法益を「女性の情操」ではなく「性的自己決定権」に見出し、男女平等に性的自己決定権の侵害を規律しようとする法の目的に合致する。

## 3. 刑法の類似強姦罪の新設

かつて2010年から児童・青少年と障がい者対象性暴力犯罪の場合にのみ規定していた類似強姦罪が、2012年改正で刑法に新設され全面的に拡大した。改正以前の類似強姦行為は強制わいせつ行為に包含される類型に過ぎず、ただ児童・青少年と障がい者に対する類似強姦だけが独自の行為類型として性暴力処罰法と児青法の類似強姦規定により、強制わいせつ行為よりも高い法定刑で処罰されていた。今回の刑法の類似強姦罪の新設で、こ

---

71 Updated Model Strategies and Practical Measures on the Elimination of Violence against Women in the Field of Crime Prevention and Criminal Justice, G.A. Res. 65/228, U.N. GAOR, 65th sess, Agenda Item 105, U.N. Doc. A/RES/65/228 (2011)、Ⅲ、15、(b)を参照。

72 2011年9月15日法律第11047号、2012年3月16日施行。

れまで部分的に児童・青少年と障がい者に適用された類似強姦罪が非障がい成人を対象に拡大されたことで、性暴力犯罪行為の基本的類型であった強姦、強制わいせつ行為の間に類似強姦が追加されて三分化された。改正刑法第297条の2は、暴行または脅迫によって人に対し口腔、肛門等身体（性器除外）の内部に性器を入れる行為や性器、肛門に指等身体（性器除外）の一部または道具を入れる行為をする者を処罰するようにし、法定刑を強姦罪よりも低い2年以上の有期徒刑に定めた。これにより、準類似強姦（第299条）、類似強姦傷害・致傷（第301条）、類似強姦殺人致死（第301条の2）、13歳未満類似強姦（第305条）も新設された。

学説は、類似強姦罪につき、その構成要件と罪名、法定刑、法体系等の検討から、強姦罪の減輕類型とみるが<sup>73</sup>、構成要件の曖昧さをあげ、強姦罪と類似する程度の不法性と法定刑を定めたことが不合理であるとの批判<sup>74</sup>、被害者の観点から見ると、性器挿入ではなく、道具挿入という理由だけで侵害の程度が異なるとみるのは困難であるとの批判<sup>75</sup>、類似強姦罪の構成要件では男性性器を口腔に入れる行為が排除されるという点で類似強姦罪が男性性器に対する侵害行為を考慮していなかったとの批判<sup>76</sup>など、全体的にみれば強姦と不法性で大きな差異はないとの批判<sup>77</sup>がある。

73 박찬걸（パクチャングル）、「性暴力犯罪対処のための最近（2012年12月18日）の改正刑法についての検討」漢陽法學第42巻、2013、186面。

74 임석원（イムソクウォン）、「改正刑法上の性犯罪処罰規定に関する再検討」法學研究第54巻第2号、2013年、41-43面。

75 김차연（ギムチャヨン）、「改正性暴力処罰規定が残した課題」、2013年韓国女性學會春季學術大会、2013；김찬디、「日本の性犯罪処罰規定に関する刑法改正について」刑事法の新動向通巻第59号（2018年6）、497面を参照。

76 김정혜（ギムジョンヒエ）、「性暴力被害者權利保障関連改正法の評価」、2013韓国性暴力相談所の争点討論會「1122性暴力法改正の成果と課題—反性暴力運動の未来を問う」、2013、46-47面。

77 김성돈（ギムソンドン）、「性暴力犯罪の行為類型に対する批判的刑法ドグマティック」成均館法學第23巻第2号（2011）、164面；이승현（イ・スンヒョン）、「最近の刑法の動向と問題点—暴力犯罪関連規定を中心に」法と政策研究第13集第3号（2013）、12面；임정호（イムジョンホ）、「類似強姦罪についての見直

#### 4. 障がい者準強姦罪の適用可能性の拡大

2012年改正で障がい者準強姦罪の構成要件に「抗拒困難」が追加された。改正された性暴力処罰法第6条第4項障がい者準強姦罪は「身体的なまたは精神的な障がいにより抗拒不能または抗拒困難な状態にあることを利用して人に姦淫又はわいせつな行為を行った」行為に関する処罰を規定している。障がい者準強姦は性暴力処罰法に「身体的または精神的障がいにより抗拒不能な状態を利用して女子を姦淫（第6条）」した行為と規定されていたが、障がい者に対する性暴力事件が問題化されたのに伴い、障がい者準強姦の構成要件である「抗拒不能」が本罪の適用を困難にするという批判が提起された。改正以前にも、障がい者準強姦の場合、「障がいによる抗拒不能状態を利用して」という構成要件を削除して、障がい者に対して刑法第299条の行為を処罰する規定に改正<sup>78</sup>したのだが、刑法第299条が心身喪失または抗拒不能状態を構成要件に規定しており、改正による大きな変化はなかった。しかし、2012年改正は、行為客体を「人」に拡大し、「抗拒困難」を追加したのである。これは障がいを利用した行為に対する解釈の余地を広げ、既存の障がい者準強姦罪適用の限界を克服しようとする趣旨である。

#### 5. 加重処罰される親族の範囲の拡大

一般性暴力犯罪よりも加重処罰される性暴力処罰法第5条における親族関係による強姦等の親族の範囲が拡大された。それまでは4親等以内の血族・姻戚に限定されていたが、今回の改正で「同居する親族」が追加された。民法上「親族」の概念が「8親等以内の血族、4親等以内の姻戚及び

---

ㄴ しー立法形式の問題点を中心に」ソウル法學第21巻第3号（2014）、631面。

反対意見では박찬걸（パクチャンゴル）、「最近の刑法政策の現況と課題」法と政策研究第14集第3号（2014）、22面以下。

78 2011年11月17日法律第11088号。

配偶者」なので、2012年改正により親族関係による強姦等の適用対象となる親族は「同居する8親等以内の血族」に拡大された。性暴力処罰法における親族性暴力は、刑法の性暴力犯罪に比して、強姦・準強姦は7年以上の有期懲役、強制わいせつ行為・準強制わいせつ行為は5年以上の有期懲役と加重しているが、2012年法改正により被害者と同居している8親等以内の血族による性暴力犯罪に対しても加重処罰ができるようになった。

## 6. 刑法における淫行媒介罪の客体の「淫行の常習性」要件の廃止

2012年刑法改正で淫行媒介罪の客体が「淫行の常習性のない婦女」から「人」に変更された。改正前の刑法第242条の淫行媒介は営利の目的で未成年または淫行の常習性のない婦女を媒介して姦淫させた行為を規定していた。したがって行為客体が成人女性の場合、淫行の常習性があるのかどうかに応じて保護が異なっていた。しかし、2012年の改正刑法で淫行媒介を「営利を目的として人を媒介し姦淫させた行為」と変更した。行為客体を「人」に変更し、「淫行の常習性」という要件を削除した。これらの法改正は、これまで保護する価値のある純潔な女性とそうでない女性として二分法的に区別していた家父長的性意識の規範的形態を削除したという意義を有する。

## 7. 性的目的を有して公共の場所に侵入する行為の処罰条項の新設

これまで公衆トイレや公衆浴場等に侵入してのぞくか、またはカメラ撮影を試みる行為に対する処罰条項がなく、建造物侵入罪で処罰していたが、法理上論難の余地があった。2012年改正により関連行為を処罰する条項が新設されたことで、その問題は解消された。すなわち、性暴力処罰法に、性的目的を有して公共の場所に侵入する行為に対する処罰条項（第12条）が新設されたのである。性的目的による公共の場所侵入罪は目的犯として性的欲望を満足させる目的を立証する必要があるつつも、侵入または退去

要求に応じないだけで犯罪が成立する。「性的欲望を満足させる目的で」「公衆トイレ等に係る法律」による公衆トイレ、開放トイレ、移動トイレ、簡易トイレ、有料トイレ及び「公衆衛生管理法」による浴場業の浴場、サウナなど、大統領令で定める公共の場所に侵入または、同所で退去の要求を受けて応じない行為」に対する処罰を規定している。法定刑は1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金である。また、性暴力処罰法施行令の改正<sup>79</sup>では、条文の対象になる公共の場所を、公衆トイレ、公衆浴湯、母乳授乳室、水泳場等体育施設・百貨店等大規模店舗の浴室または脱衣室に特定した。

## 8. カメラ等利用撮影罪における事後的反意思条項の追加

改正前のカメラ等利用撮影罪は、撮影時点において対象者の意思に反して撮影し、又はその撮影物を頒布・販売・賃貸・提供し若しくは公然と展示・上映した行為の処罰を規定していた。しかし、撮影時点の対象者の同意があったとしても、後で同意なしに撮影物を配布した場合には、この規定が適用されず、処罰の空白があった。2012年、性暴力処罰法の改正により、カメラ等利用撮影につき、事後の意思に反して撮影物を頒布・販売・賃貸・提供・展示・上映した行為を処罰する第14条第2項が追加された：「撮影時点では撮影対象者の意思に反しない場合でも、事後的にその意思に反して撮影物を頒布・販売・賃貸・提供又は公然と展示・上映した行為の処罰」。事後に被害者の意思に反して頒布等の行為をしたときは、3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金で処罰することとして、意思に反した撮影よりも法定刑を引き下げた。

---

79 2013年5月31日大統領令第24550号、2013年6月19日施行。

## 9. 児童・青少年対象性暴力犯罪に対する厳罰化

2012年改正による児童・青少年対象性暴力犯罪に対する刑罰が強化された。まず、児童・青少年対象強姦罪と類似強姦、擬制わいせつ行為の法定刑が引き上げられた。児青法の強姦罪の場合、無期懲役刑が追加され、類似強姦罪と強制わいせつ罪のすべての法定刑が引き上げられた。第二に、児童・青少年利用わいせつ物に関する犯罪の法定刑が引き上げられた。児童・青少年利用わいせつ物を製作・輸入・輸出した行為に無期懲役刑が追加され、児童・青少年利用わいせつ物の展示・上映・所持、児童・青少年を製作者に斡旋した行為の法定刑が引き上げられた。第三に、児童・青少年の性を買収する行為の法定刑が引き上げられた。

これら児青法の法定刑の強化は、性暴力処罰法の2011年改正で障がい者に対する強姦・強制わいせつの法定刑が引き上げられたこと<sup>80</sup>と関連があるように見える。障がい者性暴力事件を契機に障がい者性暴力犯罪の法定刑が引き上げられたが、このような法改正が、他の類似犯罪の法定刑の引き上げにも影響を及ぼしたものと見られる。現在、性暴力処罰法の障がい者強姦罪は無期懲役又は7年以上の懲役、障がい者類似強姦罪は5年以上の有期懲役、障がい者強制わいせつ罪は3年以上の有期懲役又は2千万ウォン以上5千万ウォン以下の罰金である。

## 10. 刑法及び刑事訴訟法の適用除外対象の拡大

かつて、児青法と性暴力処罰法に規定された公訴時効期間に関する特例及び飲酒・薬物による心身障がい状態時における刑法上の減軽規定によって、残酷な性犯罪にもかかわらず量刑において刑が減軽される事例が発生して公憤を呼び起こした。これにより、2012年の改正で強姦等殺人罪に対しては被害者の年齢と障がいの有無に関係なく公訴時効の適用が排除され、

---

80 2011年11月17日法律第11088号。

13歳未満の者及び身体的または精神的障がい有する者に対する強姦罪、類似強姦罪、強制わいせつ罪等に対して公訴時効の適用が排除された。また、かつて一部の性暴力犯罪のみに限定されていた「飲酒や薬物による心神耗弱減輕排除の対象犯罪」が「すべての性暴力犯罪」に拡大された。

## 11. 電子装置装着対象者の拡大と管理強化

電子装置装着法は、2007年8月3日に制定されて以来、装着命令請求対象者の拡大、装着命令期間の延長、犯罪時点の適用範囲拡大のため継続的に改正されており、2012年改正もやはりその間の改正方向と一致する。2012年の電子装置装着法の改正で、電子装置装着対象者の範囲が拡大され、刑の執行終了後の保護観察命令及び罰則強化等、事後管理体系が強化された。優先的な電子装着適用対象である特定犯罪に強盗犯罪、刑法の性暴力犯罪と殺人の常習犯及び未遂犯が追加され、性暴力犯罪の請求対象者の範囲が16歳未満を対象とする性暴力犯罪者から「19歳未満」を対象とする性暴力犯罪者に拡大され、障がい者に対する性暴力犯罪者が追加された。また、既存の「13歳未満の者に対して特定犯罪を犯した場合」に電子装置装着期間の下限を2倍に加重していたものを、「19歳未満の者に対して特定犯罪を犯した場合」に拡大することで、電子装置装着命令期間を拡大した。最後に、刑の執行終了後の保護観察命令（第2章の2）が新設され、保護観察法の遵守事項違反に対する罰則条項が追加され、捜査機関の被装着者身上情報と位置情報など関連資料の照会要件を緩和することにより、性暴力犯罪者に対する事後管理がより強化された。これにより、法律名が「特定犯罪者に対する保護観察と電子装置装着等に係る法律」に変更<sup>81</sup>された。特に、今回の改正を通して捜査機関が電子装置の受信資料を閲覧する場合、押収搜索令状の申請を要件としていたものを、法院の許可を受けるように

---

81 2012年12月18日法律第11558号。

するが、緊急な場合には、事後の許可を可能にして、捜査機関の犯罪予防活動と捜査活動を強化した。

## 12. 身上公開の情報範囲と告知対象の拡大

2012年改正によって児青法と性暴力処罰法の身上情報登録・公開対象犯罪と公開情報の範囲、告知対象者が拡大され、登録対象者に対する管理が強化された。まず、身上情報登録・公開対象犯罪に、性暴力処罰法にいう公衆の密集場所でのわいせつ行為（第11条）、性的目的での公共の場所侵入行為（第12条）、通信媒体利用淫乱行為（第13条）、カメラ等を用いた撮影（第14条）が追加された。また、性暴力処罰法附則第7条によって、2008年4月16日から2011年4月15日までに有罪判決（罰金刑除外）が確定した性犯罪者に対しても改正された身上情報登録・公開制度を適用して、制度施行3年前に刑が確定した成人対象性暴力犯罪者にまで遡及適用できるようにした。このとき、新たに導入された性暴力処罰法第11条から第14条までの犯罪は除外された。第二に、公開情報の住所と実際の居住地に「道路名住所法」第2条第5号の道路名及び第2条第7号の建物番号が含まれ、性暴力犯罪前科事実（罪名及び回数）、電子装置装着法による電子装置装着の可否が追加された（児青法第49条第3項）。第三に、改正前の身上登録情報告知対象は「告知対象者が居住する邑・面・洞の地域住民」、「嬰幼兒保育法」による保育所の院長、「乳兒教育法」による幼稚園の長と「初・中等教育法」第2条の規定による学校の長」（旧児青法第38条の2第1項）であったが、改正により告知対象者が居住する邑・面・洞地域住民中の児童・青少年の親権者または法定代理人のいる家に制限され、そのほか保育園、幼稚園、学校の長に加え、洞住民自治センター、学校教科教育学院、地域児童センター、青少年修練施設の長に告知対象が拡大された（児青法第50条第1項、5項）。最後に、性暴力処罰法の登録情報の保存・管理期間が改正前の初登録の日から10年間であったが、改正後は20年間に

延長されており（性暴力処罰法第45条第1項）、身上情報登録及び告知業務の管理部署が変更され、改正前は「年1回」の登録情報変更及び真偽確認であったが、改正後は「前後半期1回の直接対面等の確認」に強化され（性暴力処罰法第45条第4項）、登録情報提出期間につき19歳以上対象性犯罪者の場合、「判決確定日から60日以内」（旧性暴力処罰法第33条第1項）、「19歳未満対象性犯罪者である場合、40日以内」（旧児青法第34条第1項）であったのを「30日以内」に、変更情報提出期間を変更された日から「30日以内」から「20日以内」に短縮する（性暴力処罰法第43条第1項、3項）など身上情報登録管理体系が強化された。

身上情報登録及び告知の管理と関連させて検討すると、改正前の身上公開は児青法と性暴力処罰法でそれぞれ規定されており、所管部署が19歳未満対象性犯罪者の場合は女性家族部、20歳以上対象性犯罪者の場合は法務部に二元化されて運営されていた。被害者の年齢に応じて性暴力犯罪者の管理部署が異なって運営されることによって情報分散と管理が疎かになる等、非効率性が問題となり、これにより、改正性暴力処罰法と児青法では、年齢に関係なく登録・管理業務は法務部が、公開・告知業務は女性家族部が管理するように規定された。これにより制度の二元化による問題点の一部が解決された。

性暴力処罰法による身上情報登録対象者は、次のとおりである。すなわち、刑法の強姦、類似強姦、強制わいせつ行為、準強姦と準強制わいせつ行為、未遂犯、強姦傷害・致傷、強姦殺人・致死、未成年者偽計威力姦淫、業務上威力等姦淫、未成年者擬制強姦、強盗強姦と、その他の法律により加重処罰される性暴力犯罪、すなわち性暴力処罰法の特殊強盗強姦、特殊強姦、親族関係における強姦、障がい者強姦等、13歳未満の未成年者に対する強姦等、強姦等傷害・致傷、強姦等殺人・致死、業務上威力等わいせつ行為、公衆の密集場所におけるわいせつ行為、性的目的公共場所侵入行為、通信媒体利用わいせつ罪、カメラ等利用撮影、未遂犯及び児青法の児

童・青少年対象性犯罪で有罪判決が確定した者である（性暴力処罰法第42条）。

性暴力処罰法第45条第1項により、すべての性暴力犯罪で有罪確定判決を受けた者は、身上情報が登録され、20年間管理されるようになったが、これに対し違憲訴訟が提起された。同法第45条第1項の違憲性の当否に対して、憲法裁判所は、「再犯の危険性は登録対象性犯罪の種類、登録対象者の特性に応じて異なって表れうるものであり、立法者はそれに依拠して登録期間を差異化することにより、登録対象者の個人情報自己決定権に対する制限を最小化することが望ましいにもかかわらず、この管理条項は、すべての登録対象性犯罪者に対して一律に20年の登録期間を適用しており、この管理条項に基づいて登録期間が定めれば、登録義務を免れるか、登録期間を短縮するための審査を受けることができる余地もないので、著しく苛酷である。そして、この管理条項が追求する公益は重要ではあるにしても、すべての登録対象者に20年間、身上情報を登録して、上記期間中に各種義務を賦課することは比較的軽微な登録対象性犯罪を犯し再犯の危険性も高くない者たちに対して達成される公益と侵害される私益との間に不均衡が生じることから、この管理条項は個人情報自己決定権を侵害する」との決定を下した<sup>82</sup>。これにより、2016年に同法第45条第1項は改正された<sup>83</sup>。改正により、その内容は細分化されて、「1. 身上情報登録の原因となった性犯罪で死刑、無期懲役・無期禁錮刑または10年を超える懲役・禁錮刑を宣告された者は30年、2. 身上情報登録の原因となった性犯罪で3年以上10年以下の懲役・禁錮刑を宣告された者は20年、3. 身上情報登録の原因となった性犯罪で3年以下の懲役・禁錮刑を宣告された者または児童法第49条第1項第4号に基づく公開命令が確定した者は15年、4. 身上情報登録の原因となった性犯罪で罰金刑を宣告された者は10年」に改正

82 憲法裁判所2015.7.3. 宣告2014헌마340、2014헌마672、2015헌마99（併合）。

83 2016年12月20日法律第14412号。

された。

### 13. 就業制限対象者の拡大

改正児青法によって性犯罪者の就業制限対象機関が拡大された。児青法は児童・青少年対象性犯罪者だけでなく、成人対象性犯罪者中、刑（罰金刑除外）または治療監護の宣告を受けて確定した者に対し、刑又は治療監護の全部若しくは一部の執行を終了するか執行が猶予・免除された日から、10年間、児童・青少年と対面する職業に従事することを制限している。2012年改正で性犯罪者の就業が制限されている施設・機関・事業所の範囲は次のように拡大された。インターネット、コンピュータゲーム施設提供業と複合流通ゲーム提供業、青少年活動企画業、大衆文化活動企画業等が新たに追加・拡大され、既存の関連業種に含まれていたが、規定上漏れていた警備業を行う法人、児童・青少年だけを対象としているわけではないが、児童・青少年の利用が制限されていない学院等及び体育施設に関する規定が追加された。また、児童・青少年の雇用・出入が許容されている施設で業務上または事実上の威力関係が存在するか、存在する蓋然性がある施設及び児童・青少年対象性犯罪の発生が憂慮されている施設に関する規定が挿入されることにより、就業制限対象機関の解釈の余地が広がった。

### 14. 性衝動薬物治療命令請求対象者の拡大

元々、性衝動薬物治療法は、児童性暴力犯罪の誘発に小児性愛症のような性倒錯症が関連しているとの認識から再犯防止のため処罰以外に薬物および心理治療の必要があるとの意見に基づき制定された。しかし、2012年改正は、犯罪対象の年齢と関係なく、「すべての」性倒錯症を有する性犯罪者は治療を受けなければならないということを前提にしている。

2012年の性衝動薬物治療法改正に治療命令請求対象者が、既存の「16歳未満の者に対して性暴力犯罪を犯した者」から「他人に対して性暴力犯罪  
(龍法 '19) 52-3, 304 (966)

を犯した者」に拡大された。ここでいう性暴力犯罪は、以下の通りである。すなわち、児青法の児童・青少年に対する強姦・強制わいせつ行為など（第7条）、性暴力処罰法の特殊強盗強姦（第3条）、特殊強姦（第4条）、親族関係による強姦（第5条）、障がい者強姦など（第6条）、13歳未満の未成年者に対する強姦等（第7条）、強姦等傷害・致傷（第8条）、強姦等殺人・致死（第9条）、業務上威力等わいせつ行為（第10条）、公衆密集場所におけるわいせつ行為（第11条）、性的目的での公共場所侵入行為（第12条）、通信媒体利用淫乱行為（第13条）、第3条から第9条までの未遂犯（第14条）、そして刑法の強姦（第297条）、強制わいせつ行為（第298条）、準強姦準強制わいせつ行為（第299条）、未遂犯（第300条）、強姦傷害・致傷（第301条）、強姦殺人・致死（第301条の2）、未成年者偽計威力姦淫（第302条）、業務上威力等姦淫（第303条）、未成年者擬制強姦（第305条）、強盗強姦（第339条）及び海上強盗強姦（第340条第3項）である。このように、改正性衝動薬物治療法の適用が児童・青少年対象性犯罪だけでなく、「すべての性犯罪者」に拡大された。

2013年2月8日大田地方法院は性衝動薬物治療法第4条第1項（治療命令の請求）と第8条第1項（治療命令の判決など）について「法院の命令による強制的薬物治療命令が過剰禁止原則に反する」と違憲法律審判の提請決定<sup>84</sup>をしたが、2015年12月23日に憲法裁判所は、第4条第1項に対して裁判官6（合憲）対3（違憲）で合憲決定を下し、ともに審理されていた「治療命令請求に理由があると認められるときは、15年の範囲で治療期間を定め、判決で治療命令を宣告することができる」と規定した性衝動薬物治療法第8条第1項につき、6（憲法不合致）対3（違憲）で憲法不合致決定を下した<sup>85</sup>。性暴力犯罪を犯した性倒錯症患者として再犯の危険性が認定された19歳以上の者に対して法院が15年の範囲で治療命令を宣告す

84 大田地方法院2013.2.8.2012고합512決定。

85 憲法裁判所決定、2015.12.23. 2013헌가9。

ることができるようにした「性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に係る法律」〔(2012年12月18日、法律第11557号改正されたもの) 第4条第1項に対して、憲法裁判所は、該当条文は性暴力犯罪を犯した性倒錯症患者の同種再犯を防止するためのもので、その立法目的が正当で、性衝動薬物治療は性倒錯症患者の性的喚起が衝動または実行に移される過程の核心にある男性ホルモンの生成と作用を抑制するもので手段の適切性が認められるとみなし、また、性衝動薬物治療は専門医の鑑定を経て性倒錯症患者と認定されている者を対象にして請求され、限られた期間内で医師の診断と処方によって行われ、副作用検査と治療が一緒になされ、治療が不必要な場合には、仮解除制度があり、治療中断時、男性ホルモンの生成と作用の回復が可能である点を考慮すると、審判対象の条項は原則的に侵害の最少性と法益均衡性が充足されると判断した。

ただし憲法裁判所は、長期刑が宣告された場合、治療命令の宣告時点と執行時点の間にながら時間的間隙があり、執行時点で発生しうる不必要な治療と関連する部分に対しては侵害の最少性と法益均衡性を認めるのが困難で、当該条文は過剰禁止原則に違反しないにしても、この命令条項は執行時点で不必要な治療を防ぐことができる手続きが設けられていない点により過剰禁止原則に違反、治療命令被請求人の身体的自由等の基本権を侵害するので、この命令条項の違憲的部分は、治療命令の宣告によって直ちに現実化されるのではないが、執行時点で初めて具体的に問題となり、その執行時点までに改善のための立法をすることにより、除去することができるので、法的混乱の防止のため、憲法不合致決定を宣告するが、2017年12月31日までを時限として、立法者が改正するまで引き続き適用することにした<sup>86</sup>。

86 この判例に対する詳細な分析と大法院など法院でこれまで論議された薬物治療の争点について、정지훈 (チョン・ジフン)、「性衝動薬物治療法の違憲性：「同意」による薬物治療は合憲か？」刑事政策研究第27巻第1号（通巻第105号）

## 15. 被害者国選弁護士制度の拡大実施

2012年改正で、既存の児青法の児童・青少年対象性暴力被害者に対する弁護士選任の特例が、「すべての」性暴力被害者に対する弁護士選任の特例に変更されることで拡大し、被害者弁護士の権限も拡大された。また、性暴力処罰法の性暴力被害者の法律援助のための被害者国選弁護士制度が拡大された。

改正直前の2012年3月から施行された児青法では、法律援助人または児童・青少年性暴力被害者の法律援助をする弁護人に刑事訴訟手続に参加できる権限を一部付与し、弁護士がない場合には国選弁護人が法律援助をするように規定していた。しかし、法律援助人制度の運営評価の際、法律援助人の被害者調査と公判手続出席権、証拠物に対する閲覧・謄写権（旧児青法第18条の6第2、3項）と関連して、出席権が手続参与権を意味するのか明らかではなく、証拠物に対し閲覧・謄写権の範囲が狭く実質的な法律援助が難しいとの問題点が指摘された<sup>87</sup>。2012年10月の改正によって児童・青少年暴力被害者に対する法律援助人制度を性暴力被害者国選弁護士制度に拡大することで、先に提起された被害者弁護士の権限問題の一部が解決された。すなわち、被害者調査以外に拘束前の被疑者尋問、証拠保全手続、公判準備期日、公判手続時出席権と参与権だけでなく、意見陳述権が付与され（性暴力処罰法第27条第2、3項）、閲覧謄写権を証拠保全の関係書類や証拠物以外にも訴訟継続の関係書類や証拠物にまで拡大した（同法第3項）。しかし、証拠保全手続請求権は改正により削除されたが、これは検察官の証拠保全手続請求を要請できる被害者の権限を考慮して被害者国選弁護士の権限を縮小させたものとみなされている。

---

ㄴ 号、2016・春）、133面以下を参照。

87 백미순（ベクミスン）外、性暴力犯罪被害児童法律助力人制度施行評価研究、法務部、2013、71-78面を参照。

## 16. 陳述援助人制度の新設

性暴力処罰法は、2012年改正により被害者と司法機関との意思疎通の仲介を担当する「陳述援助人」制度を導入した。一種の被害者支援制度としての陳述援助人制度は刑事司法手続において、意思疎通及び意思表示が困難な性暴力犯罪被害者を援助するため導入された（同法第35条第1項）。性暴力犯罪被害者が13歳未満の児童または障がい者である場合、司法機関が被害者の意思を理解することができず、実体的真実を把握することができないか、被害者の特性に対する理解不足で2次被害が発生するのを防ぐため導入された制度である。児童や障がい者の場合、その特性上、自身が経験したことを陳述することができる基本的能力を有しているにもかかわらず、調査環境、調査者の質問様式、調査者の、児童や障がいに対する理解水準、保護者の事件に対する態度など多様な要因に応じて、陳述の量と質に大きな偏差がみられる<sup>88</sup>。したがって被害者の調査過程で被害者が心理的安定を得て、調査に集中することができる環境を手助けする活動することにより、被害者に対し心理的支援を遂行することができるほか、被害者と調査者とが意思疎通をすることができ調査者が被害者の特性に合った調査をすることができるよう補助することにより、（規則第18条第1項）被害者の手続参与権を保障する際の一助とする。陳述援助人には中立義務が付与される。

陳述援助人は、精神健康医学、心理学、社会福祉学、教育学等、児童・障がい者の心理や意思疎通に関連する専門知識があるか、関連分野で相当期間従事し法務部長官が定める教育を履修した者として（同法第35条2項）、被害者の認知能力や言語能力、意思疎通時使用する単語の意味、心理状態等を把握して調査者と児童・障がい者との意思疎通を仲介して、調査者が被害者の特性や陳述を理解することができるように手助けする。陳

88 김태경 (キム・テギョン) 外、「陳述助力人役割モデル鼎立」、法務部、2013、2面。

述援助人は、検察官、司法警察官や法院の職権に応じて、または被害者とその法定代理人、被害者弁護士の申請に基づいて、調査と証人尋問に参加することができ、さらに検察官、司法警察官、法院は、被害者、法定代理人または弁護士に調査、検証、証人尋問の前に陳述援助人による意思疎通の仲介や補助を申請することができることを告知する義務がある（同法第36条及び第37条）。

陳述援助人は調査、検証、尋問時に意思疎通の仲介・補助をし、調査前の被害者面談を通して援助の必要性に対する評価意見を提出し、捜査機関と法院に被害者の意思疎通・表明の能力・特性に関する意見書を提出することができる。2014年に制定された「陳述援助人の選定等に係る規則」<sup>89</sup>には、陳述援助人の資格、養成、捜査手続参与等に関する事項が規定されている。

## 17. 仮名調書など被害者の身元保護の強化

2012年性暴力処罰法の改正で、性暴力被害者と申告人に対する身辺と身元保護が強化された。改正前は、被害者にのみその身元保護に関する公務員の業務上秘密保障義務と放送媒体・情報通信網による公開禁止の規定があったが、2000年に導入された「特定犯罪申告者等保護法」<sup>90</sup>により、特強法第2条に規定する刑法の略取・誘引、人身売買、強姦傷害・致傷、強姦殺人・致死、凶器携帯・2人以上共同の性暴力再犯者の強姦・強制わいせつ行為等、一部性暴力犯罪に適用されたにすぎなかった。

今回の改正で、「すべての性暴力犯罪」に、この法の保護対象が拡大さ

---

89 2014年10月13日法務部令第827号。

90 1999年8月31日法律第5997号、2000年6月1日施行。8回改正を経て、最終改正2016年12月20日法律第14413号。「特定犯罪申告者等保護法」は、2000年、元来、特定強力犯罪、組織犯罪、報復犯罪等の申告者、陳情人、告訴人、告発人、陳述・証言やその他資料提出と制度、検挙活動をした者を実質的に保護するために導入された法律である。

れた。言い換えると、既存の身元保護の範囲を拡大し、保護対象を性暴力犯罪被害者と申告者、告訴人、告発人に拡大することにより、刑事手続上、性暴力被害者の身元と身辺の保護措置を強化した。ここで、保護措置は、雇用人の不利益処遇禁止、人的事項の記載省略、人的事項の公開禁止、身元管理カードの閲覧、証人尋問の映像物撮影、証人召喚及び尋問の特例、訴訟進行協議、身辺安全措施をいう。

この中で際立つ身元保護措置は「仮名調書制度」で、犯罪申告者保護法により、検察官・司法警察官の調書等の書類作成時に申告者等の姓名・年齢・住所・職業等、身元を知ることができる人的事項の全部又は一部を記載せずに（第7条第1項、5項）、仮名・無印調書（同条4項）を作成することができる。仮名調書の作成は、検察官・司法警察官の職権（同条1項）または申告者等・法定代理人の申請（同条6項）、検察官・司法警察官の承認（同条5項）により可能となる。申告者などが仮名調書の作成を申請する場合、検察官や司法警察官は特別な事由のない場合、その措置を講じなければならない（同条6項）。仮名調書を作成すると、公判過程においても被害者、申告者等の身元を保護することができる。調書に記載されていない人的事項は、別途の身元管理カードに登載して検察官が管理することになり（同条3項、6項）、身元管理カードを閲覧する場合、検察官の許可がなければならない（第9条）。検察官、司法警察官、法院が身元管理カードの閲覧を申請したとしても、報復の憂慮がある場合、検察官は閲覧を許可しないことができる（同条1項、2項）。

本法は、刑事手続における被疑者・被告人などが仮名調書を作成した被害者と合意を試みる場合に関して詳細に規定しているが、合意を望む被疑者・被告人などは検察官に申告者等や代理人との面談を申請することができる、（第9条3項）、検察官は申告者等にその事実を通知し、承諾のある場合に検察官室など適切な場所で面談することができるよう措置をとることができる（同条4項）。上記に関連して検察官が拒否処分をする場合、書

面で異議申請をすることができ（同条5項）、この時、検事長・支庁長は理由があると認められる場合に、閲覧を許可し、面談措置をとらなければならない（同条6項）。仮名調書を作成した申告者等を証人に召喚しようとするときは、公判で証人に陳述する過程で身元が露出しないように証人召喚と尋問の特例を置いた（第11条）。

そのほかに犯罪申告者保護法は、法院が検察官及び弁護人と当該被告人に対する公判期日の指定やその他の訴訟進行に必要な事項を協議することができ（第12条）、公開法廷以外で証人尋問をすることができ（第11条5項）、証拠保全手続や証人尋問時、映像物を撮影して収録された陳述を証拠とすることができる（第10条）等、公判中の証人保護のための訴訟手続の特例を規定している。

性暴力被害者等に対して報復が憂慮される場合、申告者等、法定代理人、親族等の申請や検察官及び警察署長、判事の要請で警察による身辺安全措置を講じることができる（第13条、施行令第6条）。身辺安全措置の種類には、一定期間の特定施設での保護、一定期間の身辺保護、参考人または証人の出席・帰宅時の同行、対象者の住居に対する周期的な巡察、監視カメラあるいはテレビの設置など住居に対する保護、そのほかに身辺の安全に必要と認められる措置がある（第13条の2、施行令第7条）。既存の性暴力処罰法の身元保護措置（旧性暴力処罰法第22条第1項、2項）における業務上秘密保障義務者には、現職の捜査・裁判担当者と関連公務員だけでなく、「その職にあった者」を含ませ、被害者を特定することができる人的事項に学校をも含ませた。また、既存の公開・漏洩を禁止していた文言「…性暴力犯罪の訴追に必要な犯罪構成事実を除外した被害者の私生活に関する秘密」につき、「性暴力犯罪の訴追に必要な犯罪構成事実を除外した」という文言を完全に削除した（性暴力処罰法第24条第1項）。また、既存の出版物と放送媒体、情報通信網による人的事項の公開禁止規定（旧性暴力処罰法第22条第3項）につき、人的事項の内容を具体化し、「出版

物」を「尋問等印刷物」と特定して（性暴力処罰法第24条第2項）、あらゆるメディアに対して公開禁止であることを明確にした。性暴力処罰法以外にも、犯罪申告者保護法の人的事項公開禁止（第8条）をやはり準用して、法に規定のある場合を除外して、人的事項または関連事実を他人に教え、公開・報道してはならないという被害者の身元保護の原則を明確にした。

## 18. その他

その他、2012年改正によって拡大された捜査・裁判手続上の被害者保護・支援制度は、次のとおりである。

①被害者調査・尋問時における映像録画義務の対象範囲を「16歳未満」の被害者から「19歳未満」の被害者へと拡大し（性暴力処罰法第30条第1項）、被害者陳述映像物が真正に成立していることを認めることができる者に、調査過程で同席した陳述援助人を追加し（同6項）、既存の児青法上の被害者、法定代理人が申請時に調書写本以外に映像物の再生・視聴を可能にした規定を性暴力処罰法において、すべての性暴力被害者に適用した（同5項）。

②既存の性暴力処罰法上、捜査と公判過程で被害者に対する配慮義務、捜査機関の捜査環境の助成、必要な範囲内で最小限の回数のみ調査する義務を児青法にも反映させ、注意義務者を法院と訴訟関係人にまで拡大した（第29条）。

③大法院の規則上、証人支援施設設置及び証人支援館の新設を性暴力処罰法に規定し、被害者、法定代理人が証人陳述時、被告人及びその家族と出会わないようにして保護・支援を受けることができるよう制度化した（第32条）。

2012年改正により、捜査・裁判手続上の被害者保護及び支援以外にも、性暴力被害者に対する全般的な保護・支援へと拡大され、性暴力予防のた  
(龍法 '19) 52-3, 312 (974)

めの措置が強化された。具体的に見ると、性暴力防止法の改正によって被害者保護施設が細分化され（第12条第3項）、障がい者・親族による性暴力の被害を受けた児童及び青少年の保護施設への入所期間が延長され（第16条）、児童・青少年被害者に対する相談・治療プログラムの提供者が拡大され、プログラム提供要請を正当な理由なく拒否することができないように規定された（児青法第37条）。また、性教育と性暴力予防教育の実施義務が強化され（性暴力防止法第5条第1項、2項）、関連インフラ構築と関連規定が性暴力防止法に新設され（同3項、第5条の2）、性暴力予防に関する広報映像の製作と配布義務（第5条の3）が新設された。